

第3期

西京区地域福祉活動計画



社会福祉法人
京都市西京区社会福祉協議会

目 次

第1章 はじめに

- (1) 西京区の地域福祉課題・・・・・・・・・・P. 1
- (2) 第2期地域福祉活動計画の評価・・・・・・・・・・P. 2

第2章 「西京区基本計画」及び「京都市における社協行動指針」との関係

- (1) 「西京区基本計画」との関係・・・・・・・・・・P. 4
- (2) 「京都市における社協行動指針」との関係・・・・・・・・・・P. 5

第3章 基本理念と重点目標

- (1) 基本理念・・・・・・・・・・P. 6
- (2) 重点目標
 - 重点目標1** 小地域福祉活動総合推進事業の推進・・・・・・・・・・P. 7
 - 重点目標2** 地域の絆づくり事業の推進・・・・・・・・・・P. 8
 - 重点目標3** 権利擁護活動の推進・・・・・・・・・・P. 9
 - 重点目標4** 相談機能の強化と生活支援の推進・・・・・・・・・・P. 10
- (3) 計画の期間・・・・・・・・・・P. 11
- (4) 計画の周知と進行管理・・・・・・・・・・P. 11

《資 料》

- 第2期地域福祉活動計画評価委員会設置規程・・・・・・・・・・P. 12

第1章 はじめに

(1) 西京区の地域福祉課題

区域全体の課題

西京区は、市街地域・集合住宅地域・農村地域という異なった3つの地域を内包しており、それぞれに違った地域課題があります。そのため、区域全体での取り組みに加え、それぞれの地域が抱える課題に沿った取り組みが必要になります。

また、地域福祉活動の担い手が高齢化する一方で、新たな活動の担い手の育成が追いつかず、高齢者が高齢者をサポートする状況がみられるようになっています。

市街地域の課題

市街地域においては、宅地開発により住民が増加している一方で、自治組織の組織化率が減少傾向にあります。また、共働きの子育て世代が増加しており、保育園の待機児童問題や子育て中の親の孤立の課題があります。

さらに、単身世帯向けのマンションが増加し、そこに独居高齢者がひっそりと入居するなど、孤立・孤独に起因する課題も顕在化しています。

集合住宅地域の課題

区域西部の集合住宅地域においては、洛西ニュータウンが開発された時期に入居した住民の高齢化が進んでいます。また、集合住宅では、住民の入れ替わりが激しく、実態の把握が難しいという課題もあります。

さらに、集合住宅には様々な生活課題を抱えた方が多く入居していますが、地域活動への参加率が低いという現状があります。

農村地域の課題

山間に沿って広がる農村地域では、バスなどの公共交通機関が整備されていない地域が残っており、自家用車の運転が困難になった高齢者が買い物難民になっている現状があります。

また、洛西ニュータウンに近い地域には新しい住宅地が造成されており、新旧住民の交流や融合という課題も抱えています。

(2) 第2期地域福祉活動計画の評価

①第2期地域福祉活動計画の概要

【基本理念】

暮らしに慣れた地域で育ちあい支えあう社会を住民参加でつくる
～ 私たちは生活課題を共有し解決に向けて協働します ～

【4つの基本目標全体にかかる方策】

情報の発信／防災のまちづくり（福祉の風土づくり）

活動目標1 地域福祉に関するさまざまな情報をそれぞれの立場から発信し、それらを共有し、活用できるようなシステム（仕組み）を地域の中で創りましょう

【基本目標】

基本目標A：『支えあい助け合える人づくりを目指します（人材育成）』	
活動目標2	ボランティア活動・市民活動の支援
活動目標3	福祉教育・福祉学習の推進
活動目標4	小地域・学区社協への支援
基本目標B：『人と人とがつながり、生き生きとした福祉社会をつくります』	
活動目標5	顔の見える関係づくりの推進
活動目標6	見守りと気づき（発見・把握）の仕組みづくり
活動目標7	交流・社会参加の機会と場づくり
基本目標C：『暮らしの場を整え住みよい地域社会をつくります』	
活動目標8	総合相談の仕組みづくり
活動目標9	福祉サービスや活動を創出する仕組みづくり
活動目標10	新たなサービスや活動を作り出す
基本目標D：『誰もが尊ばれる生活環境をつくります』	
活動目標11	権利擁護の仕組みづくり
活動目標12	生活基盤の整備と充実

② 第2期地域福祉活動計画の評価

第2期地域福祉活動計画の推進については、計画の進捗状況等を評価委員会に報告するとともに、第3期地域福祉活動計画の策定に向けて意見をいただきました。

評価委員会での主な意見

- 学区社会福祉協議会の活動における「健康すこやか学級」や「子育てサロン」を全学区で取り組めるようになったことは大きな成果であった。
- 一部の学区で取り組まれていた喫茶型サロン等の先進的な取組を、学区同士で共有する中で、他の学区でも取り組まれるようになったことなども大きな前進であった。
- 第2期地域福祉活動計画で掲げられていた活動目標は、抽象的で理解が難しいものもあったため、次期計画は実践的・実用的な計画とするためにも、より確実に実現できる目標を掲げるべきである。
- 5年前に想定されていた団塊の世代の大量退職は地域に大きな変化をもたらさなかったが、今後の急速な少子高齢化の進行は、確実に地域に大きな変化をもたらす。
- 激変する社会情勢の中で、数年先にわたる詳細な事業計画を立案するのは現実的ではないため、次期計画は今後の活動方針を定めるようなものが適している。

第2章 「西京区基本計画」及び「京都市における社協行動指針」との関係

(1) 「西京区基本計画」との関係

平成22年度に策定された「第2期西京区基本計画」(2011年度～2020年度)では、「4つのまちづくりの方向性」において、第1節で「人と人が支え合う区民が主役のまちづくり」として、地域福祉分野の取組を掲げています。

その中でも、「地域福祉の推進」、「高齢者福祉の充実」、「安心で安全なまちづくりの推進」については、西京区社会福祉協議会も関係機関や団体と連携して、一定の役割を発揮していくことが期待されています。

区基本計画における福祉分野の取組を下支えするものとして、地域福祉活動計画に基づく取組を推進していきます。

西京区基本計画（第2期）

(平成23(2011)年度～平成32(2020)年度)

第4章 まちづくりの方向性と取組

4つのまちづくりの方向性

第1節 人と人が支え合う区民が主役のまちづくり

～ 地域の絆を育み、安心して暮らせるまちを目指して ～

【取組分野】

- | | | |
|--------|-----------|--------|
| ○人権 | ○地域コミュニティ | ○区民参加 |
| ○地域福祉 | ○子育て | ○高齢者福祉 |
| ○障害者福祉 | ○保健・医療 | ○教育 |
| ○安心・安全 | ○商工業 | |

(西京区基本計画 p8より抜粋)

(2) 「京都市における社協行動指針」との関係

京都市社会福祉協議会では、今後の社協を取り巻く情勢の変化に対応するため、平成23年8月に「京都市における社協行動指針」を策定しました。

この行動指針において示された、社協の3つの役割（地域活動・相談支援・指定管理事業）と共通基盤の目標を基本に据えながら、取組を推進していきます。

法人設立50周年記念事業

京都市における社協行動指針

基本目標

人に優しく、災害に強い、信頼の絆で結ばれた福祉のコミュニティづくりを進めます。

* 社協の3つの役割（地域活動・相談支援・指定管理事業）と共通基盤の目標 *

（地域活動の目標）

- 住民相談会、住民懇談会や調査などを通じて常に住民の福祉ニーズや地域の福祉課題を把握し、関係機関・団体と共有するとともに連携を図ることにより、住民の福祉ニーズの充足や地域の福祉課題の解決に取り組みます。
- 健康すこやか学級や寝具クリーニングに加えて、身近な地域で、高齢者、障害者、児童などに対する見守り活動、居場所づくりなどの生活支援を通じて孤立を防止するとともに、災害時にも力を発揮する住民の支え合いを進めます。
- 広報・啓発、研修会、活動マニュアルや事例集の整備・活用により住民参加を促進するとともに、地域活動の担い手を育成し、活動の輪を広げます。

（相談支援の目標）

- 関係機関・団体との定期的な協議の場や個別支援における調整などを通じて連携を深め、生活福祉資金貸付事業などの制度を活用して総合的な相談支援を展開します。
- 広報・啓発による住民の理解を深め、関係機関・団体とも連携した個別支援のネットワークを広げ、災害時にも力となれる地域ぐるみの支援を進めます。
- 研修の充実や経験の蓄積などにより相談支援の技術を向上させるとともに、日常生活自立支援事業や法人後見事業の実施などにより権利擁護を推進します。

（指定管理事業の目標）

- 利用者アンケートや第三者評価などにより利用者本位の福祉サービスの提供に取り組みます。
- 社協内部の団体や施設はもとより、社協外部の団体や施設とも相互の交流や世代間交流を図ることにより幅広い連携に努めます。
- 地域交流事業を進め、地域の声を施設運営などに反映させるとともに、平常時はもとより、災害時にも貢献できる、地域に開かれた施設づくりを進めます。

（共通基盤の目標）

- 住民の福祉ニーズや時代の変化に応じた活動や福祉サービスを提供します。
- 個人情報の保護や経理の明確化など法令を遵守し、誰もが参加しやすい組織づくりを進めます。
- 広報・啓発や研修をはじめ、あらゆる事業・活動を通じて、地域福祉の担い手の育成を進めます。

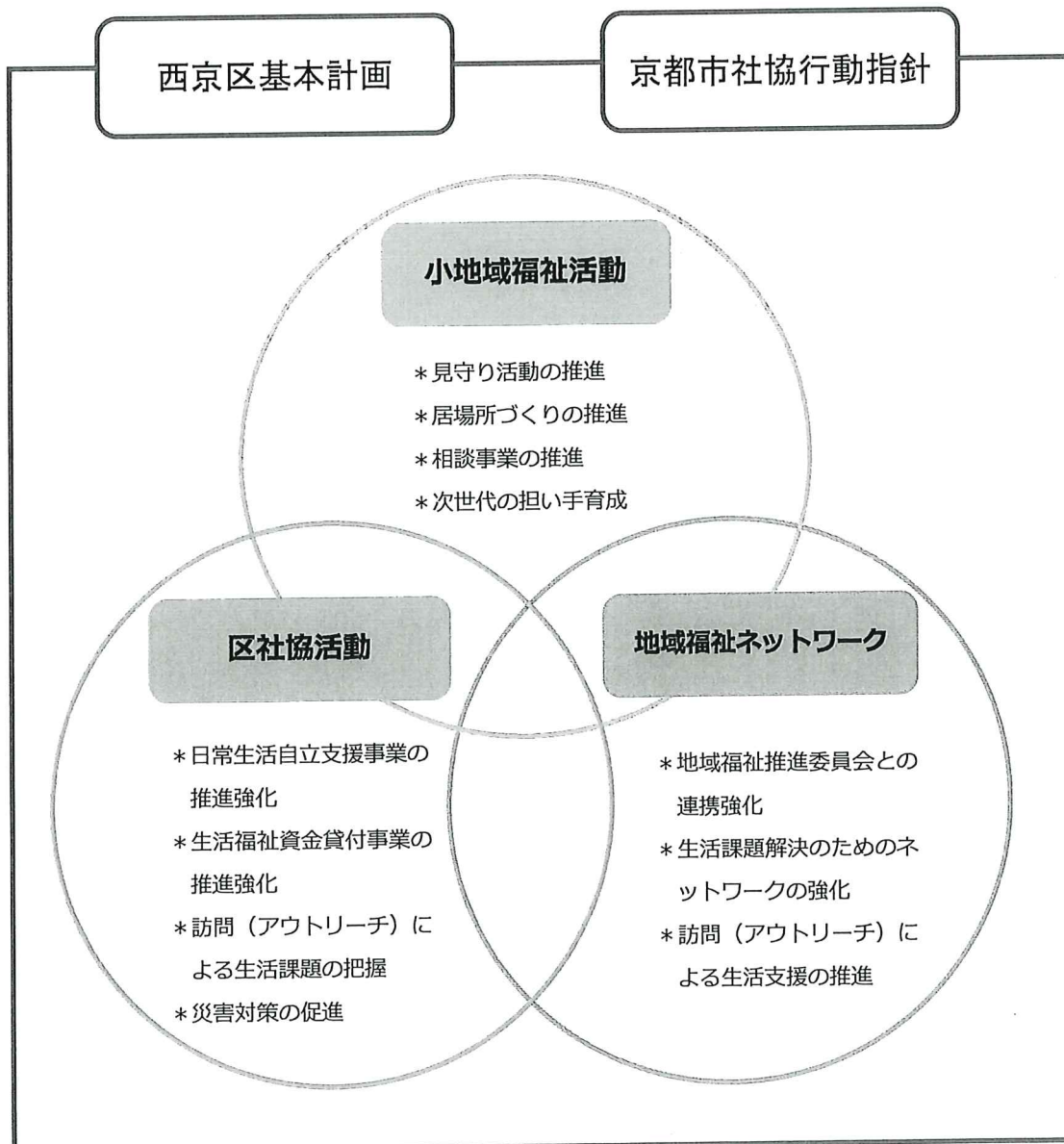
第3章 基本理念と重点目標

(1) 基本理念

基本理念

住み慣れた地域で育ちあい支えあう地域を住民参加でつくる

計画推進のイメージ



(2) 重点目標

重点目標 1 小地域福祉活動総合推進事業の推進

学区社協が取組主体である小地域福祉活動総合推進事業は、高齢者・障害者の居場所づくり（サロン活動）や子育てサロンの取組が進んだ一方で、実施要綱で定めた以外の事業や助成金と事業経費に不均衡が生じている事業もあるなど、内容の見直しが必要になっている現状があります。

これまで進めてきた小地域福祉活動を、あらためて住民主体の活動として大切にし、さらに発展させていくために、「小地域福祉活動総合推進事業検討委員会」を設置し、内容の充実と推進を図ります。

また、平成23年度に策定された「京都市における社協行動指針」に基づき、市・区・学区の三層からなる地域に根付いた組織として活動を進めていくためにも学区社協における重点目標の策定に取り組み、その目標に基づく活動を推進します。

具体的な取組

①小地域福祉活動総合推進事業検討委員会の設置による活動の推進

- ・平成25年度中に委員会を設置し、小地域福祉活動のあり方や助成事業等の見直しを検討していきます。平成26年度以降も、定期的に委員会を開催し、活動の充実に向けた検討を行ないます。

②学区社会福祉協議会重点目標の策定と目標に基づく活動の推進

- ・平成25年度中に学区社協会長会議等での協議を経ながら重点目標を策定します。平成26年度以降は、前年度の目標を検証しながら活動を推進していきます。

重点目標2 地域の絆づくり事業の推進

西京区においても、社会的孤立を防止するため、地域の絆づくり事業として、見守り活動や居場所づくりなどの取組が始まり、喫茶型サロン等の先駆的な実践が広がりつつあります。

また、京都市においても、支援が必要な一人暮らしの高齢者や障害のある方などに対し、日常的な見守り体制の充実を図るため、地域における見守り活動促進事業において地域の関係団体への個人情報提供の同意が得られた方の名簿貸出が開始されました。

今後は、これらの貸出名簿も活用し、事業の対象者の拡充を図りながら、地域の絆づくり事業を推進します。

具体的な取組

①「見守り活動」「居場所づくり」「相談事業」の充実と推進

- ・社会的孤立を防止し、地域の絆づくりを進めるため、全学区での取組を推進します。

②「地域における見守り活動促進事業に係る名簿」を活用した活動の推進

- ・これまでから学区社協事業に参加されている方に加え、京都市が実施している「地域における見守り活動促進事業」で個人情報の提供に同意を得られた方の名簿を活用して活動を充実していきます。

重点目標3 権利擁護活動の推進

平成19年度から取組を開始した日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）では、関係機関等との連携のもと、福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理等により、判断能力の十分でない方の地域生活支援を推進してきました。

今後は、認知症高齢者等の増加により、ますます本事業へのニーズ拡大が見込まれるため、契約件数の拡充による支援の強化を図るとともに、判断能力が著しく低下した方への成年後見制度の利用促進強化による権利擁護活動を推進します。

また、生活福祉資金貸付事業では、低所得世帯等への資金貸付と併せた相談支援を推進していきます。

具体的な取組

①日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の推進と成年後見制度の利用促進

- ・日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の契約件数を拡充し、対象者への支援を強化していきます。
- ・日常生活自立支援事業利用者で判断能力が著しく低下した方への成年後見制度の利用促進を強化していきます。

②生活福祉資金貸付事業の推進

- ・低所得者や高齢者、障害者世帯への資金貸付と併せて必要な相談支援を行うことにより、寄り添い型の支援を推進していきます。

重点目標 4 相談機能の強化と生活支援の推進

少子高齢化の進行、経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化により、孤立死やひきこもりなどの社会的孤立、虐待や悪質商法による権利侵害の問題など、地域における生活課題が広がっています。

また、制度の狭間や制度につながりにくい課題も多くある中で、社協として、地域における生活課題の発見の仕組みづくりや相談・支援につなげる機能を強化していくことが求められています。

これまで取り組んできた区ボランティアセンター事業、日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業等での総合相談の実践も活かしながら、関係機関等とのネットワークによる生活支援を推進します。

具体的な取組

①訪問（アウトリーチ）による生活課題の把握

- ・これまでの区社協における福祉総合相談だけでなく、学区での居場所づくりや相談事業などへの訪問（アウトリーチ）により、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見する取組を強化します。

②関係機関等とのネットワークによる生活支援の推進

- ・相談事業によりキャッチした生活課題に対して、関係機関等とのネットワークにより、支援が必要な方への寄り添い型の支援を推進します。

(3) 計画の期間

第3期地域福祉活動計画の取組期間は、平成25（2013）年度から、平成29（2017）年度までとします。

(4) 計画の周知と進行管理

① 計画の周知

計画の内容について、関係機関や関係団体の関係者にも理解を深めていただくため、各種研修会やネットワーク会議等での周知に努めていきます。

② 計画の進行管理

計画の進行管理については、第2期地域福祉活動計画と同様に、「活動計画評価委員会」を設置し、推進状況の報告を行うとともに、成果や課題に関する意見聴取を行ないます。

また、各種会議やネットワーク会議等も活用して意見聴取を行ない、それらの意見や評価をもとに、第4期地域福祉活動計画の策定につなげていきます。

《資 料》

社会福祉法人京都市西京区社会福祉協議会 第2期西京区地域福祉活動計画評価委員会設置規程

(設置)

第1条 この委員会は、社会福祉法人京都市西京区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）定款第20条第3項に基づいて設置する。

(目的)

第2条 この委員会は、平成20年度に策定した「第2期西京区地域福祉活動計画～育ちあい支えあう地域社会をみんなでつくる～」(以下「第2期計画」という。)において計画を進めていく中で、西京区域において住民主体の福祉のまちづくりをより発展させるため、また第3期西京区地域福祉活動計画（以下「第3期計画」という。）の策定に向けて以下の目的について調査、研究、検討をする。

- (1) 第2期計画の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 第2期計画の進行において発見した成果や課題に関すること。
- (3) 第3期計画の策定に向けて、西京区の現状分析や最重点課題に関すること。
- (4) その他、第2期計画の取組にとって必要なこと。

(設置期間)

第3条 この委員会の設置期間は、平成21年10月21日から平成25年3月31日までとする。

(委員及び委嘱)

第4条 この委員会の委員は、次に掲げる者の中から区社協会長が委嘱する。

- (1) 学区社会福祉協議会関係者
- (2) 西京区民生児童委員会
- (3) 福祉分野の施設・相談機関
- (4) 社会福祉事業団体・関係団体
- (5) 行政関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 公募による者
- (8) その他、区社協会長が指名した者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委員会の設置期間内とする。

2 委員の退任による補充は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 この委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により選任する。

(運営)

第7条 この委員会は、次のとおり運営する。

(1) 委員会の招集は、委員長が行う。

(2) 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(3) 委員会が必要と認める場合は、委員会に関係者の参加を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 この委員会の事務局は、区社協事務局に置く。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、区社協会長が別に定める。

附則 この規程は、平成21年10月21日から施行する。